

(第 1 回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和6年4月3日
契 約 業 者 名	いであ株式会社
契 約 業 者 の 住 所	東京都世田谷区駒沢 3 - 1 5 - 1
業 務 の 名 称	令和 6 年度 東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務
業 務 場 所	別紙仕様書のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
業 務 概 要	別紙仕様書のとおり
履 行 期 間 (自)	令和6年4月1日
履 行 期 間 (至)	令和7年3月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	32,340,000円 (税込)
変 更 金 額	1,731,147円 (税込)
変 更 後 の 契 約 金 額	34,071,147円 (税込)
変 更 理 由	契約書第 5 7 条の規定に基づく業務料の変更

案件番号 121524002

令和6年度

東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務

特記仕様書

令和 6 年 1 月
国土交通省関東地方整備局
東京湾口航路事務所

1. 業務概要

本業務は、神奈川県金田湾に設置されている灯浮標及び水温監視装置、千葉県富浦湾に設置されている水温監視装置、中ノ瀬航路第四号灯標に設置されている水温監視装置の保守点検を行うと共に、水質データの整理及び水質調査の導入検討を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 履行場所

神奈川県三浦市南下浦町金田地先（金田湾）〈別添図参照〉

千葉県南房総市富浦町小浦地先（富浦湾）〈別添図参照〉

千葉県富津市地先（中ノ瀬航路第四号灯標）〈別添図参照〉

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

4. 業務内容

業 務 名 称	単 位	数 量	摘 要
東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務			
保守点検①	回	10	金田湾 気中部及び水中部(水深10mまで)
保守点検②	回	2	金田湾 気中部及び水中部(海底まで)
保守点検③	回	12	富浦湾 気中部及び水中部
保守点検④	回	36	中ノ瀬 気中部目視
保守点検⑤	回	12	中ノ瀬 気中部及び水中部
水質データの整理	項目	3	資料収集整理
水質調査の導入検討	項目	3	結果の検討
協議・報告	回	3	
業務完成図書	式	1	

5. 支給材料、貸与物件、寄託品及び提供資料

5-1 支給材料

なし

5-2 貸与物件

なし

5-3 寄託品

なし

5-4 提供資料

「令和4年度東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務」報告書

「令和5年度東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務」報告書

6. 業務仕様

6-1 総 則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局 令和6年3月）」の定めによるものとする。
なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

6-2 保守点検①、②

(1) 保守点検①

金田湾に設置されている灯浮標等について、原則1ヶ月に1回、気中部、水深10mまでの水中部における係留具及び水温監視装置の点検清掃を行うものとする。点検の内容については別表-1のとおりとし、水中部の点検は潜水土により行うものとする。

なお、保守点検②を実施する月には保守点検①は実施しないものとする。

(2) 保守点検②

金田湾に設置されている灯浮標等について、気中部、水深35m程度の海底面までの係留具及び水温監視装置の点検清掃を片側ずつ計2回行うものとする。点検の内容については別表-1のとおりとし、水中部の点検は潜水土により行うものとする。時期等詳細については予め調査職員に提出するものとする。

なお、海底面までの係留具の状況により追加の清掃等が必要となる場合は、発注者と協議するものとし、これに伴う契約変更は履行期間末日までに行うものとする。

- (3) 金田湾に設置されている灯浮標灯火について、電池交換を点検時に併せて行うものとする。交換回数は年2回とし、実施時期については、以下のとおり予定している。実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

なお、使用する電池は「KAN-100型パック式乾電池2本/基」とし、受注者にて用意するものとする。

【実施時期】令和6年7月、令和7年1月

- (4) 実施においては潜水作業を伴うことから、プレジャーボート等の安全対策として安全監視船1隻/日を配置するものとする。

なお、配置位置については、調査職員の承諾を得るものとする。

- (5) 月毎に点検内容のとりまとめを行い、別表-2及び状況写真を調査職員に提出するものとする。

- (6) 点検により異常が発見された場合は、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示により処置を講じるものとする。

6-3 保守点検③

- (1) 富浦湾に設置されている水温監視装置について、原則1ヶ月に1回、気中部、水中部における係留具及び水温監視装置の点検清掃を行うものとする。点検の内容については別表-1のとおりとする。

なお、水中部の水温監視装置の点検は船上に引き揚げで行うものとし、潜水土による点検は原則実施しないものとする。

- (2) 実施に伴い付着生物片及び貝殻くず等が生じた場合は、適正に処分するものとし、費用等については、未計上であるため両者協議の上、計上するものとする。

なお、これに伴う契約変更は、履行期間の末日までに行うものとする。

- (3) 月毎に点検内容のとりまとめを行い、別表-2及び状況写真を調査職員に提出するものとする。

- (4) 点検により異常が発見された場合は、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示により処置を講じるものとする。

6-4 保守点検④、⑤

(1) 保守点検④

中ノ瀬航路第四号灯標に設置されている水温監視装置について、原則1週間に1回、海上より目視点検を行うものとする。点検の内容については別表-1のとおりとする。

なお、保守点検⑤を実施する週、5月第1週、8月第3週及び3月第4週には保守点検④は実施しないものとする。

(2) 保守点検⑤

中ノ瀬航路第四号灯標に設置されている水温監視装置について、1ヶ月に1回、気中部、水中部の点検を行うものとする。点検の内容については別表-1のとおりとし、水中部の点検は潜水士により行うものとする。

- (3) 中ノ瀬航路第四号灯標の水中部点検を行う際には、国際VHF無線搭載の安全監視船1隻を配置しなければならない。

- (4) 点検を行うにあたり、結束バンド等の消耗品については適宜交換するものとする。

- (5) 月毎に点検内容のとりまとめを行い、別表-2及び状況写真を調査職員に提出するものとする。

- (6) 点検により異常が発見された場合は、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示により処置を講じるものとする。

6-5 水質データの整理

- (1) 「令和5年度東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務」の水質調査結果を用いて、金田湾、富浦湾、中ノ瀬航路第四号灯標における水質データの整理及び分析を行うものとする。分析結果は、6-6 水質調査の導入検討に使用するものとする。なお、詳細については調査職員と協議するものとする。

6-6 水質調査の導入検討

- (1) 金田湾、富浦湾、中ノ瀬航路第四号灯標において、水質調査の導入検討を行うものとする。水質調査の導入においては、「東京湾水環境再生計画（H27.4改訂版）」の調査・モニタリングプランにおける海洋環境の定常的な調査・モニタリングを主な目的として検討するものとする。

6-7 協議・報告

- (1) 本業務の遂行にあたっては、調査職員と十分な打合せ等を行うものとし、事前協議、中間報告1回、最終報告の計3回行うものとする。なお、協議・報告回数に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められる場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

7. 成果物

7-1 成果物

- (1) 業務完成図書のとりまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。

7-2 業務完成図書

- (1) 「紙」による報告書は、製本1部とする。なお、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のA4判とする。
- (2) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 業務完成図書の提出先は、下記のとおりとする。
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所
〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町13番地

8. その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、安全に十分留意するものとし、機器及び定置網等に損傷を与えないよう慎重に行うものとする。
- (2) 実施にあたっては、通行船舶の安全に十分留意しなければならない。
- (3) 観測データの異常値が確認された場合等は調査職員より、臨時の点検を指示する場合がある。実施時期については調査職員と協議し、適切な時期に実施するものとする。
なお、契約変更は、履行期間の末日までに行うものとする。
- (4) 鯨に対する安全対策が必要とされる場合は、調査職員と協議し、適切な対策を講じなければならない。
なお、必要な対策を講じた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (5) 高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年4月1日施行）に伴い、潜水作業を行う場合は、安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- (6) 技術提案
 - 1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書に記載するものとする。
 - 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - 3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
 - 4) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (7) 発注者支援業務を行う現場技術員の配置等
 - 1) 本業務は、別件：発注者支援業務において、調査職員の他に調査職員の補助業務を行う現場技術員を配置する。

- 2) 本業務を担当する現場技術員の氏名は、後日通知する。
- 3) 現場技術員が調査職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。
また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ただし、現場技術員は、業務契約書第9条に規定する調査職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

(8) 配置技術者の確認について

- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。
なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
- 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

(9) 技術指導者について

- 1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
 - ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（1回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
 - ② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
 - ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に記名（署名又は押印を含む）するものとする。
- 2) 技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

(10) 契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

(11) 設計変更等について

設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

(12) 業務品質確保調整会議について

1) 業務品質確保調整会議

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。

なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

(13) 打合せ等に係る旅費については、横浜駅から横須賀中央駅間を想定して計上している。

なお、契約後、調査職員と協議の上、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に契約変更するものとする。

(14) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以 上

点 検 項 目 等		別表－ 1
点 検 箇 所	点 検 内 容	
【保守点検①】金田湾 1. 灯浮標 2. 無線データ電送装置 3. 係留具 【保守点検②】金田湾 1. 浮標灯 2. 無線データ電送装置 3. 係留具	1) 標体（気中部・水中部）の汚損、付着物の有無 2) 標体（気中部・水中部）の清掃 3) 灯ろう、レンズの汚損の有無 4) 灯ろう、レンズの清掃 5) 灯具取付ボルト・ナット類のゆるみの有無 6) 灯火点滅周期の確認 7) 電池交換（6ヶ月毎を標準） 1) ブイ式無線データ電送装置の破損の有無 2) ブイ式無線データ電送装置の清掃 3) 水温計測アレイ、添えロープの汚損、付着物の有無 4) 水温計測アレイ、添えロープの清掃 5) 太陽電池パネルの汚損の有無 6) 太陽電池パネルの汚損の清掃 1) 汚損、付着物の有無 2) 汚損、付着物の清掃 3) 損耗、ねじれ等の有無 1) 標体（気中部・水中部）の汚損、付着物の有無 2) 標体（気中部・水中部）の清掃 3) 灯ろう、レンズの汚損の有無 4) 灯ろう、レンズの清掃 5) 灯具取付ボルト・ナット類のゆるみの有無 6) 灯火点滅周期の確認 7) 電池交換（6ヶ月毎を標準） 1) ブイ式無線データ電送装置の破損の有無 2) ブイ式無線データ電送装置の清掃 3) 水温計測アレイ、添えロープの汚損、付着物の有無 4) 水温計測アレイ、添えロープの清掃 5) 太陽電池パネルの汚損の有無 6) 太陽電池パネルの汚損の清掃 1) 汚損、付着物の有無 2) 汚損、付着物の清掃 3) 損耗、ねじれ等の有無 4) 海底面シンカーの設置状況、不具合の有無	

点 検 項 目 等		別表－１
点 検 箇 所	点 検 内 容	
【保守点検③】富浦湾 1. 無線データ電送装置 2. 係留具	1) ブイ式無線データ電送装置の破損の有無 2) ブイ式無線データ電送装置の清掃 3) 水温計測アレイ、添えロープの汚損、付着物の有無 4) 水温計測アレイ、添えロープの清掃 5) 太陽電池パネルの汚損の有無 6) 太陽電池パネルの汚損の清掃 1) 汚損、付着物の有無 2) 汚損、付着物の清掃 3) 損耗、ねじれ等の有無	
【保守点検④】中ノ瀬 1. 無線データ電送装置 2. 水温計測アレイ	1) 灯標への取付状態の確認 1) 保護ホースの灯標への取付状態の確認（気中部）	
【保守点検⑤】中ノ瀬 1. 無線データ電送装置 (太陽電池パネル含む) 2. 水温計測アレイ	1) 破損の有無 2) 灯標への取付状態の確認 3) 汚損の有無 4) 汚損の清掃 5) 装置取付金具のボルト・ナット類のゆるみの有無 1) 水温計測アレイ、保護ホースの損傷等の有無（全延長） 2) 灯標への取付状態の確認 3) 付着物等の有無（全延長） 4) 付着物等の清掃（全延長）	

保守点検チェックリスト

点 検 項 目 等

別表－２

点検年月日：		点検者			
保 守 点 検 内 容		判定方法	判 定		備 考
【保守点検①】金田湾 気中部及び水中部(水深10mまで)					
灯 浮 標	1) 標体(気中部・水中部)の汚損、付着物の有無	目 視	有	無	
	2) 標体(気中部・水中部)の清掃	作 業	した	しない	
	3) 灯ろう、レンズの汚損の有無	目 視	有	無	
	4) 灯ろう、レンズの清掃	作 業	した	しない	
	5) 灯具取付ボルト・ナット類のゆるみの有無	目視、工具	有	無	
	6) 灯火点滅周期の確認	4秒1閃光	良	不良	
無 線 デ ー タ 電 送 装 置	1) ブイ式無線データ電送装置の破損の有無	目 視	有	無	
	2) ブイ式無線データ電送装置の清掃	作 業	した	しない	
	3) 水温計測アレイ、添えロープの汚損、付着物の有無	目 視	異常有り	異常無し	
	4) 水温計測アレイ、添えロープの清掃	作 業	した	しない	
	5) 太陽電池パネルの汚損の有無	目 視	有	無	
	6) 太陽電池パネルの汚損の清掃	作 業	した	しない	
係 留 具	1) 汚損、付着物の有無	目 視	有	無	
	2) 汚損、付着物の清掃	作 業	した	しない	
	3) 損耗、ねじれ等の有無	目 視	有	無	
(記 事)					

保守点検チェックリスト

点 検 項 目 等

別表－2

点検年月日：		点検者			
保 守 点 検 内 容		判定方法	判 定		備 考
【保守点検②】金田湾 気中部及び水中部(海底まで)					
灯 浮 標	1) 標体（気中部・水中部）の汚損、付着物の有無	目 視	有	無	
	2) 標体（気中部・水中部）の清掃	作 業	した	しない	
	3) 灯ろう、レンズの汚損の有無	目 視	有	無	
	4) 灯ろう、レンズの清掃	作 業	した	しない	
	5) 灯具取付ボルト・ナット類のゆるみの有無	目視、工具	有	無	
	6) 灯火点滅周期の確認	4秒1閃光	良	不良	
無 線 デ ー タ 電 送 装 置	1) ブイ式無線データ電送装置の破損の有無	目 視	有	無	
	2) ブイ式無線データ電送装置の清掃	作 業	した	しない	
	3) 水温計測アレイ、添えロープの汚損、付着物の有無	目 視	異常有り	異常無し	
	4) 水温計測アレイ、添えロープの清掃	作 業	した	しない	
	5) 太陽電池パネルの汚損の有無	目 視	有	無	
	6) 太陽電池パネルの汚損の清掃	作 業	した	しない	
係 留 具	1) 汚損、付着物の有無	目 視	有	無	
	2) 汚損、付着物の清掃	作 業	した	しない	
	3) 損耗、ねじれ等の有無	目 視	有	無	
	4) 海底面シンカーの設置状況、不具合の有無	目 視	有	無	
(記 事)					

保守点検チェックリスト

点 検 項 目 等

別表－２

点検年月日：		点検者			
保 守 点 検 内 容		判定方法	判 定		備 考
【保守点検③】 富浦湾 気中部及び水中部					
無線データ電送装置	1) ブイ式無線データ電送装置の破損の有無	目 視	有	無	
	2) ブイ式無線データ電送装置の清掃	作 業	した	しない	
	3) 水温計測アレイ、添えロープの汚損、付着物の有無	目 視	異常有り	異常無し	
	4) 水温計測アレイ、添えロープの清掃	作 業	した	しない	
	5) 太陽電池パネルの汚損の有無	目 視	有	無	
	6) 太陽電池パネルの汚損の清掃	作 業	した	しない	
係留具	1) 汚損、付着物の有無	目 視	有	無	
	2) 汚損、付着物の清掃	作 業	した	しない	
	3) 損耗、ねじれ等の有無	目 視	有	無	
(記 事)					

保守点検チェックリスト

点 検 項 目 等

別表－２

点検年月日：		点検者			
保 守 点 検 内 容		判定方法	判 定		備 考
【保守点検④】中ノ瀬 気中部目視					
無線 電送 装置	1) 灯標への取付状態の確認	目 視	異常有り	異常無し	
水温 計測 アレ イ	1) 保護ホースの灯標への取付状態の確認（気中部）	目 視	異常有り	異常無し	
(記 事)					

保守点検チェックリスト

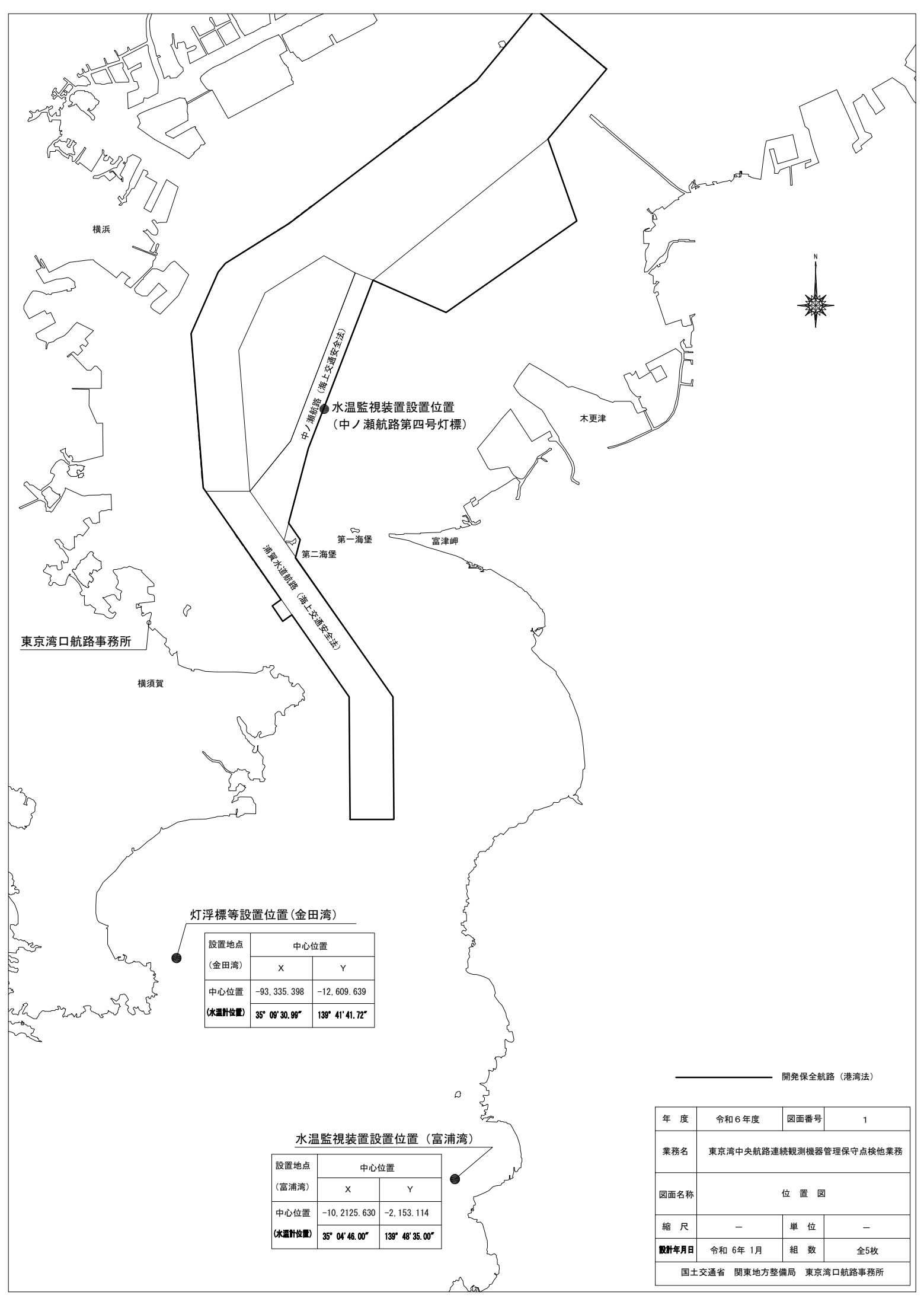
点 検 項 目 等

別表－２

点検年月日：		点検者			
保 守 点 検 内 容		判定方法	判 定		備 考
【保守点検⑤】中ノ瀬 気中部及び水中部					
無線 データ 送信 装置	1) 破損の有無	目 視	有	無	
	2) 灯標への取付状態の確認	目 視	異常有り	異常無し	
	3) 汚損の有無	目 視	有	無	
	4) 汚損の清掃	作 業	した	しない	
	5) 装置取付金具のボルト・ナット類のゆるみの有無	目視、工具	有	無	
水温 計測 アレ イ	1) 水温計測アレイ、保護ホースの損傷等の有無（全延長）	目 視	有	無	
	2) 灯標への取付状態の確認	目 視	異常有り	異常無し	
	3) 付着物等の有無（全延長）	目 視	有	無	
	4) 付着物等の清掃（全延長）	作 業	した	しない	
(記 事)					

図面目録

図面名称	図面番号
位置図	1
灯浮標等設置図（金田湾）	2
水温監視装置設置図（富浦湾）	3
灯浮標等設置詳細図（金田湾）（参考）	4
水温監視装置設置図（中ノ瀬航路第四号灯標）	5



灯浮標等設置位置 (金田湾)

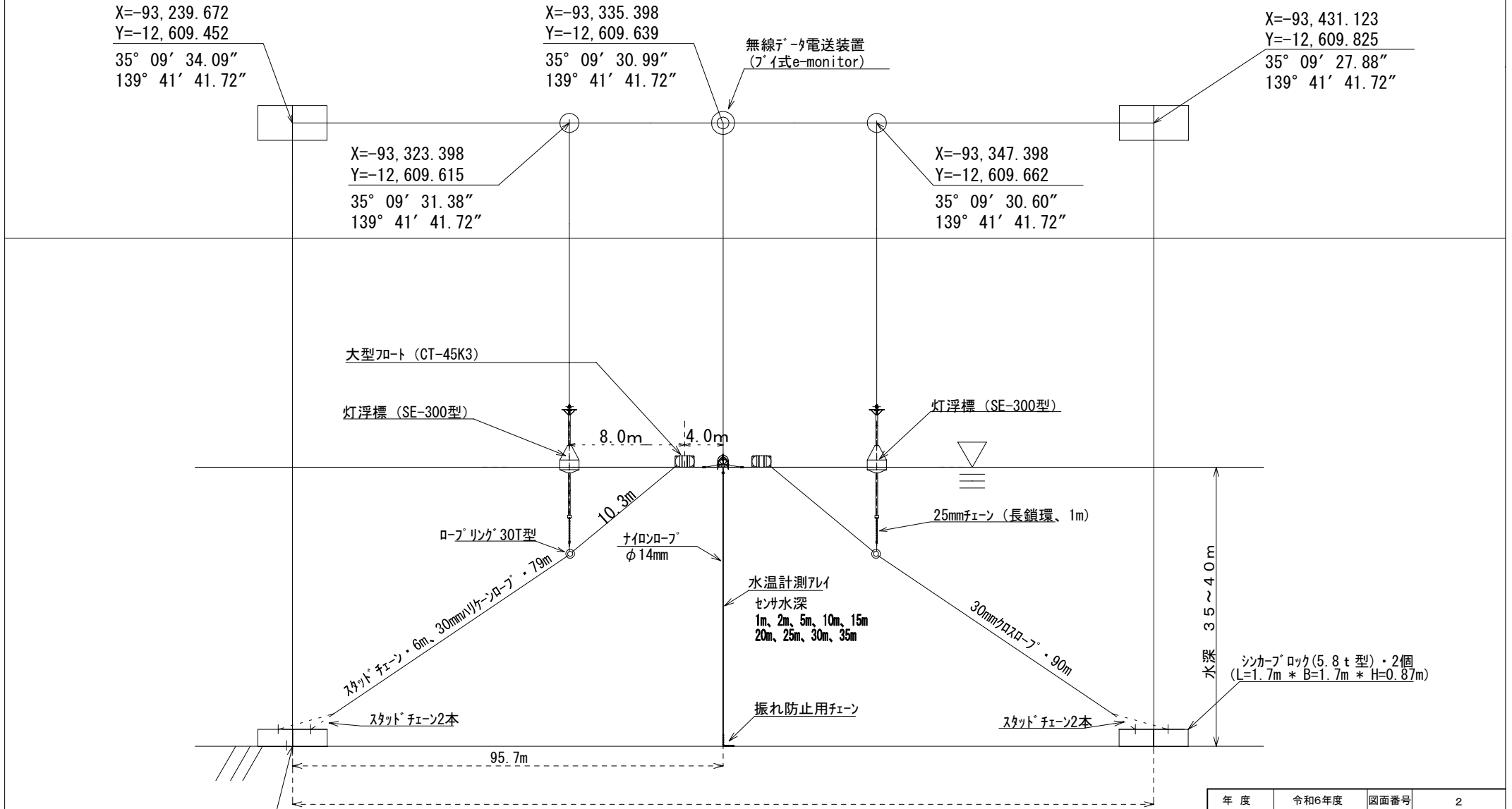
設置地点 (金田湾)	中心位置	
	X	Y
中心位置	-93, 335. 398	-12, 609. 639
(水温計位置)	35° 09' 30. 99"	139° 41' 41. 72"

水温監視装置設置位置 (富浦湾)

設置地点 (富浦湾)	中心位置	
	X	Y
中心位置	-10, 2125. 630	-2, 153. 114
(水温計位置)	35° 04' 46. 00"	139° 48' 35. 00"

年 度	令和 6 年度	図面番号	1
業務名	東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務		
図面名称	位 置 図		
縮 尺	—	単 位	—
設計年月日	令和 6 年 1 月	組 数	全5枚
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所			

平面図



正面図

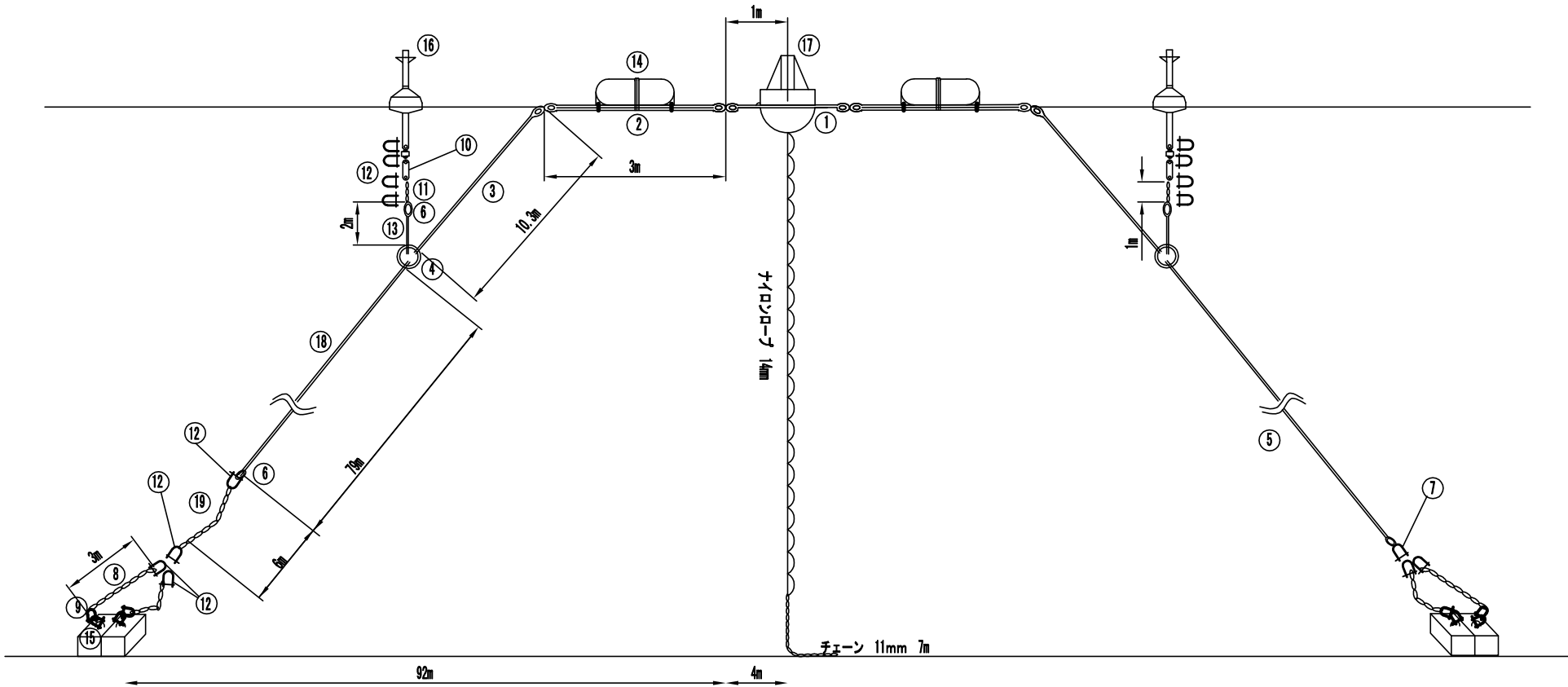
年度	令和6年度	図面番号	2
業務名	東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務		
図面名称	灯浮標等設置図(金田湾)		
縮尺	—	単位	m
設計年月日	令和6年1月	組数	全5枚
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所			

正 面 図



年 度	令和6年度	図面番号	3
業務名	東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務		
図面名称	水温監視装置設置図（富浦湾）		
縮 尺	—	単 位	m
設計年月日	令和 6年 1月	組 数	全5枚
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所			

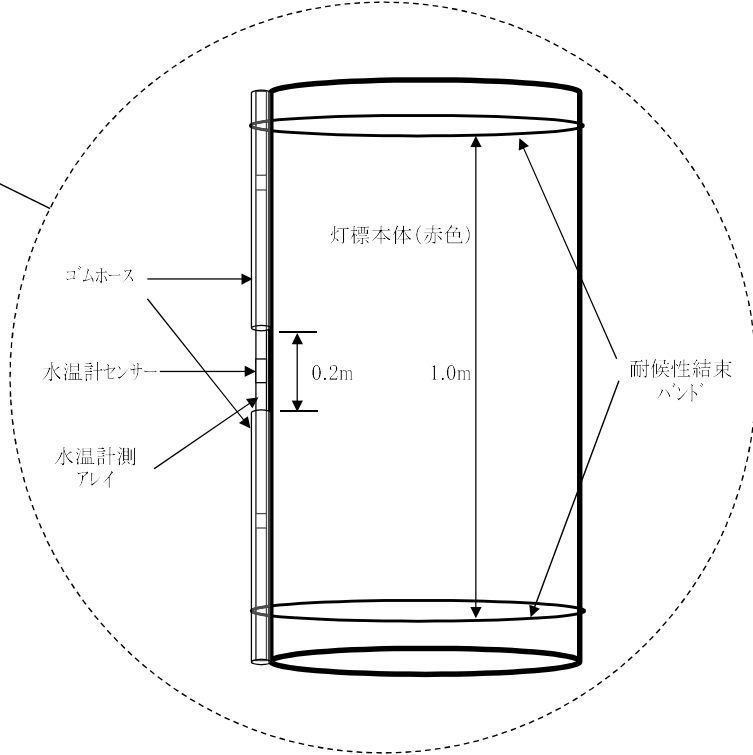
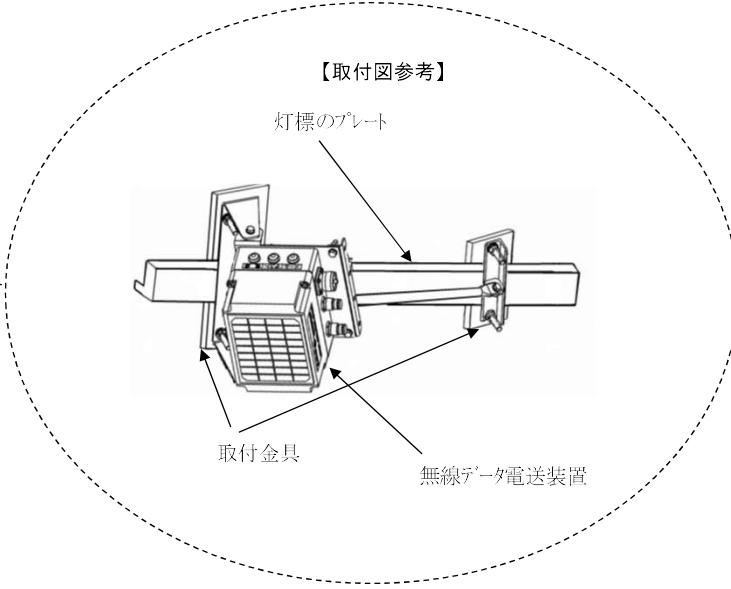
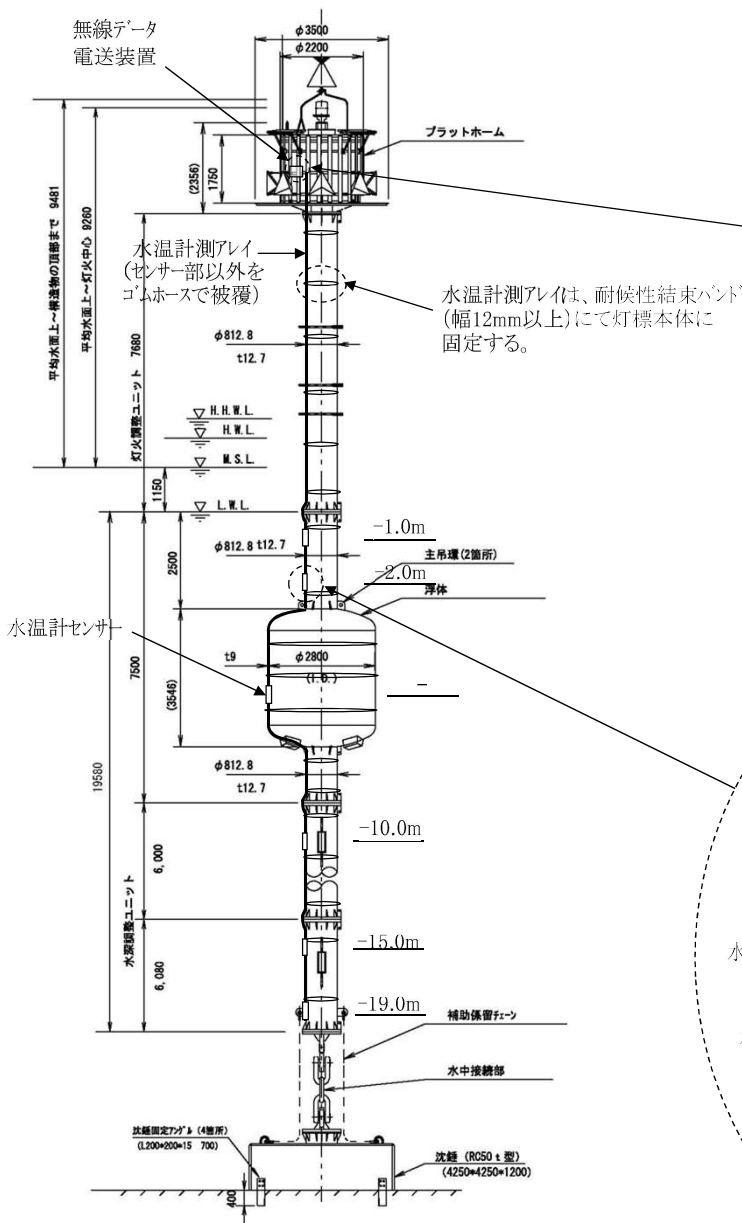
灯浮標等詳細図



品名	長さ	総長	数量	品名	長さ	総長	数量
① タフラインロープ 20mm 比重0.91 並列	1m	13m	4本	⑨ 16mm アンカーシャックル			4個
② タフラインロープ 30mm 比重0.91	3m	8m	2本	⑩ スイベル TKB-3			2個
③ 特許DZライトクロスロープ 20mm 比重1.2 10.3m 片ツボ 45cm	10.3m	13m	2本	⑪ 25mm ロングリンクチェーン	1m		2本
④ ロープリング 30T-27			2個	⑫ 25mm KG 強力矢板シャックル			14個
⑤ 特許DZライトクロスロープ 30mm 比重1.2 片コース 片ヒゲ	90m	99m	1本	⑬ マリンコンビVロープ 30mm 片コース 片ヒゲ	2m	5m	2本
⑥ ロープコース 30mm用			4個	⑭ C145K-3 レッド			2個
⑦ 32mm KG 強力矢板シャックル			1個	⑮ 軽量シャックル RS16			
⑧ 16mm スタッドリンクチェーン	3m		4本	⑯ SE-300			2基
				⑰ 水温計アレイ			
				⑱ ハリケーンロープ 30mm 鉛入り 比重1.2	79m	100m	1本
				⑲ 17.5mm スタッドリンクチェーン	6m		1本

年度	令和6年度	図面番号	4
業務名	東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務		
図面名称	灯浮標等設置詳細図(金田湾)(参考)		
縮尺	—	単位	m
設計年月日	令和6年1月	組数	全5枚
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所			

水温監視装置設置図（中ノ瀬航路第四号灯標）



年度	令和6年度	図面番号	5
件名	東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務		
図面名称	水温監視装置設置図（中ノ瀬航路第四号灯標）		
縮尺	—	単位	—
設計年月日	令和6年1月	組数	全5枚
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所			